

「本人通知制度について」

- 1 本人通知制度とは、事前に登録をした者(以下「登録者」という。)に係る住民票の写し等(注1)を第三者(注2)に交付した場合に、交付した事実について通知することにより、不正請求を抑止し、不正取得による個人の権利の侵害の防止を図るための制度です。なお、通知の対象は登録者の住民票の写し等を交付した場合に限ります。(同一の住民票等に記載のある者であっても、登録をしていなければ対象となりません。)  
(注1) 住民票の写し等とは、住民票の写し(本籍の記載されているものに限る。除票を含む)、戸籍の附票の写し(除附票を含む)、戸籍謄抄本(除籍を含む)をいいます。  
(注2) 第三者とは、本人等の代理人及び本人等以外の者(国又は地方公共団体等の機関を除く。)をいいます。本人等とは、住民票の写しについては、当該住民票に記載された者及びその者と同一世帯に属する者をいい、戸籍謄抄本・戸籍の附票に記載された者、その者の配偶者及びその者の直系尊属又は直系卑属をいいます。
  - 2 登録等の申請の受付は、宿毛市役所市民課市民係及び各支所(東部支所、小筑紫支所、沖の島支所、中央支所)で行います。ただし、本人通知制度の適用は登録日の翌日からになります。
  - 3 代理人による登録等の申請は、次のいずれかの場合に限り可能です。
    - (1) 法定代理人による申請の場合  
代理権を明らかにする書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)が必要となります。ただし、本市の戸籍により確認できる場合には不要です。
    - (2) 登録者が疾病その他のやむを得ない理由により自ら申請することが困難な場合委任状が必要となります。
  - 4 郵送による登録等の申請は、次のいずれかの場合に限り可能です。
    - (1) 登録者が疾病その他のやむを得ない理由により窓口で申請することが困難な場合
    - (2) 他の市区町村に居住している場合
- (郵送での申請を行う場合は、申請書、本人であることを証明する書類の写し、法定代理人の方は併せて代理権を明らかにする書類、確認欄に署名した「本人通知制度について」(この用紙)、宛名を記載し切手を貼った返信用封筒を送付してください。)
- 5 適用期間は、登録日の翌日から3年です。適用期間が満了する日の1カ月前までに本人通知制度適用期間満了通知書を送付します。適用期間満了日を経過し、かつ更新の申請がない場合は、登録が抹消となります。なお、更新の申請は、適用期間満了日の1カ月前からすることができます。
  - 6 転出、転籍等により、登録事項に変更が生じたときは届出をしてください。住所の異動の届出や戸籍の届出とは別に、本制度の変更の届出が必要となります。変更の届出がない場合は、変更後の住所や戸籍は通知の対象にはなりません。また、適用期間満了前に登録の廃止をするときも届出が必要です。なお、登録者が死亡、居所不明等により住民票等が削除されたときは、登録を抹消します。
  - 7 通知する内容は、交付年月日、交付した住民票等の種別及び交付通数、交付請求者の種別になります。なお、要綱第8条により通知の対象とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※確認欄：私は、上記の内容を了承の上、申請します。署名欄

※受付後記入欄(市役所記入)

登録日 年 月 日 (更新日 年 月 日)  
適用期間 年 月 日 ～ 年 月 日